

令和 6 年

岩見沢市議会第 1 回定例会提案理由説明書

議案第 3 号

公益的法人等への岩見沢市職員の派遣等に関する条例の設定について

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、派遣の対象となる団体及び職員、職務への復帰及び採用、給与等に関する処遇その他必要な事項を条例で定めようとするものであります。

議案第 4 号

岩見沢市事務分掌条例の一部改正について

子育て支援施策の充実・強化を図るため、組織の再編を行おうとするものであります。

議案第 5 号

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。併せて、市民サービスの向上及び事務の効率化を図るため、同法に基づく独自利用事務として、生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を追加しようとするものであります。

議案第 6 号

非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

委員会の開催状況、他市の状況等を踏まえ、公平委員会の委員長及び委員の報酬について、月額制から日額制に変更しようとするものであります。

議案第 7 号

一般職員の給与に関する条例等の一部改正について

地方自治法の一部改正に伴い、在宅勤務等手当を新設するとともに、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を開始するほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第 8 号

岩見沢市へき地保育所条例の一部改正について

入所児童数の減少等に伴い、美流渡保育所なかよし園を廃止しようとするものであります。

議案第 9 号

岩見沢市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険法施行令等の一部改正等に伴い、国民健康保険料の賦課限度額及び軽減基準額の改定並びに保険料率の改定を行うほか、退職者医療制度の廃止等に係る所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第 10 号

岩見沢市介護保険条例の一部改正について

第9期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険事業の円滑な運営を図るため介護保険料率を改定しようとするものであります。

議案第 11 号

岩見沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

関係省令の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス等に関する基準の改定を行うほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第 12 号

岩見沢市自治体ネットワークセンター条例の一部改正について

オーサリングルームに配置されている物品の廃棄により空き室となる施設の有効活用を図るため、新たに有料の貸室を設けようとするものであります。

議案第 1 3 号

岩見沢市水道事業給水条例の一部改正について

水道法の一部改正に伴い、水道の整備及び管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることを受け、所要の規定の整理を行おうとするものであります。

議案第 1 4 号

岩見沢市北村野球場条例の廃止について

利用者の減少、施設の老朽化等に伴い、岩見沢市北村野球場を廃止しようとするものであります。

議案第 1 5 号

岩見沢市北村ふるさと学習館条例の廃止について

利用者の減少、施設の老朽化等に伴い、岩見沢市北村ふるさと学習館を廃止しようとするものであります。

議案第 16 号

令和 6 年度岩見沢市一般会計予算について

歳出におきまして、人件費、扶助費、公債費、普通建設事業費、物件費、補助費等、その他特別会計への繰出金、金融助成貸付金等に係る経費として、

歳出合計 482 億円を

計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、
一般財源として、

市税、地方譲与税、地方交付税、繰入金、市債等

280 億 95,211 千円を、

特定財源として、

国・道支出金、市債、分担金及び負担金、使用料及び手数料等

201 億 4,789 千円を

見込み、歳入合計 482 億円を

予定いたしまして、収支の均衡を図った次第であります。

次に、債務負担行為につきましては、

合併処理浄化槽設置資金利子補給金のほか 7 事項に

8 億 56,488 千円を、

地方債の限度額につきましては、

高度情報通信基盤整備事業費のほか 15 事業に

34億75,600千円を、
一時借入金 の 最高額 に つきましては、 120億円を
予定いたしました。

また、歳出予算の流用の範囲につきましては、給料、職員
手当等及び共済費を予定いたしました。

議案第 17 号

令和 6 年度岩見沢市特別会計国民健康保険費予算について

歳出におきまして、

保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費等に係る経費として、

歳出合計 84 億 93,320 千円を

計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、

国民健康保険料、国・道支出金、一般会計繰入金等を見込み、

歳入合計 84 億 93,320 千円を

予定いたしました。

議案第 18 号

令和 6 年度岩見沢市特別会計公共用地等造成費予算について

歳出におきまして、
宅地分譲費、公債費、令和 5 年度に対する繰上充用金等として、

歳出合計 1 億 34,048 千円を
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、
土地売却代金、貸地料及び一般会計繰入金を見込み、
歳入合計 1 億 34,048 千円を
予定いたしました。

また、一時借入金の最高額につきましては、
1 億 20,000 千円を
予定いたしました。

議案第 19 号

令和 6 年度岩見沢市特別会計公設卸売市場費予算について

歳出におきまして、

施設管理経費等に係る経費として、

歳出合計 36,719 千円を

計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、

市場収入、一般会計繰入金等を見込み、

歳入合計 36,719 千円を

予定いたしました。

議案第20号

令和6年度岩見沢市特別会計高等学校費予算について

歳出におきまして、
学校管理経費、公債費等に係る経費として、
歳出合計 6億50,473千円を
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、
使用料及び手数料、一般会計繰入金等を見込み、
歳入合計 6億50,473千円を
予定いたしました。

また、地方債の限度額につきましては、
高等学校事業費に
80,900千円を
予定いたしました。

議案第 2 1 号

令和 6 年度岩見沢市特別会計企業用地造成費予算について

歳出におきまして、
用地分譲費に係る経費として、
歳出合計 10,133 千円を
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、
土地売却代金、貸地料等を見込み、
歳入合計 10,133 千円を
予定いたしました。

議案第 2 2 号

令和 6 年度岩見沢市特別会計介護保険費予算について

保険事業勘定として、歳出におきまして、
保険給付費、地域支援事業費、事務費等に係る経費として、
歳出合計 90 億 67,347 千円を
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、
介護保険料、国・道支出金、一般会計繰入金等を見込み、
歳入合計 90 億 67,347 千円を
予定いたしました。

次に、債務負担行為につきましては、
標準化・共通化システム導入委託に
46,431 千円を
予定いたしました。

また、歳出予算の流用の範囲につきましては、給料、職員
手当等及び共済費を予定いたしました。

介護サービス事業勘定として、歳出におきまして、
サービス事業費等に係る経費として、
歳出合計 6,068 千円を
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、
サービス収入等を見込み、

歳入合計

6,068 千円を

予定いたしました。

議案第23号

令和6年度岩見沢市特別会計後期高齢者医療費予算について

歳出におきまして、

後期高齢者医療広域連合納付金、保険料還付金、事務費等に係る経費として、

歳出合計 17億16,892千円を

計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、

後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金等を見込み、

歳入合計 17億16,892千円を

予定いたしました。

次に、債務負担行為につきましては、

標準化・共通化システム導入委託に

7,456千円を

予定いたしました。

議案第 2 4 号

令和 6 年度岩見沢市病院事業会計予算について

業務の予定量におきまして、
入院の年間患者数 132,964 人、外来の年間患者数 195,944 人
を予定し、主な建設改良事業として、新市立総合病院建設事
業及び医療機械器具等整備事業を予定いたしました。

収益的収入におきましては、医業収益、医業外収益等

127 億 11,000 千円を

見込み、

一方、支出におきましては、職員給与費、診療に要する材料
費及び諸経費、企業債の償還利息等

136 億 91,000 千円を

計上いたしました。

また、資本的収入におきましては、企業債、修学資金貸付
返還金等

13 億 15,000 千円を

見込み、

一方、支出におきましては、建設改良費、企業債償還金等

18 億 44,000 千円を

予定し、

収入に対して不足する額

5 億 29,000 千円は、

建設改良積立金等で補てんすることといたしました。

債務負担行為につきましては、院舎等警備・管理業務委託等に 3億96,896千円を、企業債の限度額につきましては、医療機械器具等整備事業等に 11億26,500千円を、一時借入金の限度額につきましては、 8億円を予定し、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費及び交際費で 61億96,549千円を予定いたしました。

また、一般会計からの補助金につきましては、 81,713千円を、たな卸資産の購入限度額につきましては、 33億67,358千円を、さらに、重要な資産の取得として、核医学検査装置等を予定いたしました。

議案第 25 号

令和 6 年度岩見沢市水道事業会計予算について

業務の予定量におきまして、
給水戸数 42,574 戸、年間総配水量 8,971,000 立方メートルを
予定し、主な建設改良事業として、送水管・配水管整備事業
を予定いたしました。

収益的収入におきましては、給水収益、水道加入金等

22 億 65,000 千円を

見込み、

一方、支出におきましては、維持管理費、企業債の償還利息等

20 億 23,000 千円を

計上いたしました。

また、資本的収入におきましては、企業債、工事負担金等

4 億 49,000 千円を

見込み、

一方、支出におきましては、建設改良費、企業債償還金等

14 億 2,000 千円を

予定し、

収入に対して不足する額

9 億 53,000 千円は、

損益勘定留保資金等で補てんすることといたしました。

債務負担行為につきましては、配水場施設等管理業務委託
に 6,000 千円を、

企業債の限度額につきましては、建設改良事業に
4 億 40,000 千円を、

一時借入金の限度額につきましては、 5 億円を
予定し、

予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合を、「消費税及
び地方消費税に不足が生じた場合」と定め、議会の議決を経
なければ流用することのできない経費として職員給与費で

1 億 14,797 千円を
予定いたしました。

また、一般会計からの補助金につきましては、

1 億 83,000 千円を、
たな卸資産の購入限度額につきましては、

501 千円を
予定いたしました。

議案第 26 号

令和 6 年度岩見沢市下水道事業会計予算について

業務の予定量におきまして、
年間処理水量を公共下水道事業で 10,949,000 立方メートル、
農業集落排水事業で 317,000 立方メートル、水洗化戸数を公
共下水道事業で 35,517 戸、農業集落排水事業で 1,036 戸を予
定し、主な建設改良事業として、公共下水道事業で下水道築
造事業を予定いたしました。

収益的収入におきましては、下水道使用料、一般会計負担
金等 27 億 97,000 千円を
見込み、
一方、支出におきましては、維持管理費、企業債の償還利息等
26 億 85,000 千円を
計上いたしました。

また、資本的収入におきましては、企業債、国庫補助金等
7 億 82,000 千円を
見込み、
一方、支出におきましては、建設改良費、企業債償還金等
14 億 48,000 千円を
予定し、
収入に対して不足する額 6 億 66,000 千円は、

損益勘定留保資金等で補てんすることといたしました。

特例的収入及び支出につきましては、未収金に

8,440 千円を、

未払金に

20,491 千円を、

債務負担行為につきましては、汚泥等搬出処理処分業務等

などに

21 億 29,503 千円を、

企業債の限度額につきましては、建設改良事業等に

3 億 41,100 千円を、

一時借入金の限度額につきましては、

5 億円を

予定し、

予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合を、「消費税及び地方消費税に不足が生じた場合」と定め、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費で

85,504 千円を、

一般会計からの補助金につきましては、

68,480 千円を

予定いたしました。

議案第 27 号

令和 5 年度岩見沢市一般会計補正予算について（第 9 号）

歳出におきまして、国の補正予算における経済対策の実行に係る事業及びその他の事業全般にわたり、所要額を補正することといたしました。

一方、歳入におきましては、国・道支出金、地方交付税、市債等を見込み、

歳入歳出それぞれ 14 億 17,800 千円を追加することといたしました。

繰越明許費につきましては、市税賦課徴収事業のほか 6 事業について追加することといたしました。

債務負担行為につきましては、合併処理浄化槽設置資金利子補給金のほか 2 事項について変更を、電線共同溝整備工事負担金について追加をすることといたしました。

地方債につきましては、火葬場整備事業費のほか 3 事業について変更することといたしました。

議案第 28 号

令和 5 年度岩見沢市特別会計国民健康保険費補正予算について（第 2 号）

歳出におきまして、一般管理事業及び基金積立金に係る所要額並びに予備費について補正することといたしました。

一方、歳入におきましては、一般会計繰入金を見込み、
歳入歳出それぞれ 3,008 千円を
追加することといたしました。